

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市水道事業管理者

申請者 住 所
氏 名
〔法人の場合は、
名称・代表者の氏名〕

電話番号 ()

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱第4条の規定に基づき、横浜市水道条例、同条例施行規程、受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱その他横浜市水道事業管理者が定める規定に従うことを条件に、次の共同住宅について、各戸検針を申請します。

所 在 地	区 町 丁目 番地 号
建 物 の 名 称	(階建)
申 請 者 の 資 格 等	所有者、管理組合の代表者
給 水 装 置 の 工 事 受 付 番 号 及 び 栓 番 号	区 年度 第 号 管区 第 号
工 事 完 成 年 月 日	年 月 日
戸 数 及 び メ ー タ ー 個 数	住宅等戸数 戸、各戸メーター戸数 個

給水装置工事受付番号 年度 第 号

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針回答書

各戸検針申請者

住 所

氏 名

様

〔法人の場合は、
名称・代表者の氏名〕

電話番号

()

横浜市水道事業管理者

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱第6条第2項の規定に基づき、横浜市水道条例、同条例施行規程、受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱その他横浜市水道事業管理者が定める規定に従うことを条件に、次の共同住宅について、各戸検針を行うことを回答します。

所在地	区 町 丁目 番地 号
建物の名称	
住宅戸数 メーター個数	住宅等戸数 戸、各戸メーター個数 個

工事代理人選定（変更）届

年 月 日

（届出先）

横浜市水道事業管理者

届出者 住 所

氏 名

〔法人の場合は、
名称・代表者の氏名〕

電話番号 ()

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱第8条第1項（第3項）の規定に基づき、次のとおり工事代理人を選定（変更）しましたので、届出します。

所在地	区 町 丁目 番地 号
建物の名称	
代理人の住所 氏 名	区 町 丁目 番地 号 電話 ()

給水装置工事受付番号

年度 第

号

連絡責任者選定（変更）届

年 月 日

（届出先）

横浜市水道事業管理者

届出者 住 所

氏 名

〔法人の場合は、
名称・代表者の氏名〕

電話番号 ()

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱第9条第1項（第3項）の規定に基づき、次のとおり連絡責任者を選定（変更）しましたので、届出します。

所在地	区 町 丁目 番地 号
建物の名称	
連絡責任者住所氏名	区 町 丁目 番地 号 電話 ()

施錠装置付共同住宅に係る施錠装置の
解錠方法（解錠方法の変更）届出書

年 月 日

（届出先）

横浜市水道事業管理者

届出者 住 所

氏 名

〔法人の場合は、
名称・代表者の氏名〕

電話番号 ()

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱第18条第1項（第2項）の規定に基づき、次の共同住宅に係る施錠装置の解錠方法（解錠方法の変更）について届出します。

所在地	区	町	丁目	番地	号
建物の名称	() (階建)				
解錠方法	(該当する項目を○で囲み必要事項を記入してください。)				
	1	I D (暗証) 番号 _____			
	2	キーボックス番号 _____			
	3	連絡責任者が対応 常駐 巡回 連絡責任者住所： _____ 氏名： _____ 電話 ()			
	4	居住者が対応 棟 号室 電話 ()			
5	その他 (管理人等) 電話 ()				

受水槽に直結する給水設備工事等届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市水道事業管理者

届出者 住 所
氏 名

〔法人の場合は、
名称・代表者の氏名〕

電話番号 ()

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱第12条に基づき、次のとおり届出します。

所在地	区	町	丁目	番地	号
建物の名称					
連絡責任者住所 氏 名	区	町	丁目	番地	号
			電話	()	

新 設 増 設 1 改 造 撤 去 更 生 工 事	受付番号 年度 第 号 工事概要
2 消火栓使用届	
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使用の目的	<input type="checkbox"/> 消火演習のため <input type="checkbox"/> 火災消火のため (火災場) <input type="checkbox"/> その他 ()のため
消火栓の種別	<input type="checkbox"/> 封かん式 <input type="checkbox"/> メーター付き <input type="checkbox"/> その他
3 受水槽の清掃届	年 月 日 ~ 年 月 日 水槽清掃予定時間 時間
4 特記事項	

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取消・中止届

年 月 日

(届出先)

横浜市水道事業管理者

届出者 住 所 区 町 丁目 番 号
氏 名
〔 法人の場合は、
名称・代表者の氏名 〕
電話番号 ()

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針を、次の理由により取消・中止いたします。

取消・中止理由

- 1 設備基準未改善のため
- 2 建物等の撤去
- 3 その他 ()

回答書の内容

各戸検針申請受付番号	年度 第 号
回 答 年 月 日	年 月 日
所 在 地	区 町 丁目 番 号
建 物 の 名 称	(階建)
戸数及びメーター個数	住宅等戸数 戸、各戸メーター個数 個
連 絡 責 任 者	住所 区 町 丁目 番 号 氏名 電話 ()

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針申請者承継届

年 月 日

(届出先)

横浜市水道事業管理者

届出者 住 所
氏 名

〔法人の場合は、
名称・代表者の氏名〕

電話番号 ()

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱第16条第2項の規定に基づき、次の共同住宅に係る各戸検針申請者の資格及び各戸検針の実施における権利義務を次のとおり承継したので届出します。

所在地	
建物の名称	
承継者の資格	所有者、管理組合の代表者
住所 氏名 〔法人の場合は、 名称・代表者の氏名〕	区 町 丁目 番地 号 電話 ()
受水槽を含む 給水装置の栓番号	区 管区 第 号

給水設備洗浄用水量等申告書

申告日 年 月 日

(申告先)

横浜市水道事業管理者

(申告者)

住 所

氏 名

〔法人の場合は、
名称・代表者の氏名〕

電話番号 ()

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱第 6 条第 1 項、第 12 条及び第 13 条第 2 項の規定により、受水槽を含む給水設備の洗浄水として使用した水量及び清掃前の受水槽に貯水されていた水量並びに請求先を次のとおり申告します。

給水装置工事受付番号 年度 第 号

※既に要綱第 6 条第 1 項に規定する完了検査を受けている案件については、給水装置工事受付番号の記載は不要です。

建物所在地 区 町 丁目 番地 号

建物の名称

※名称が決まっていない場合は、仮称を記載してください。

使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

使用水量

※清掃前の受水槽に貯水されていた水道水のうち各戸メーターを通過することなく排出した水がある場合は、当該水量と使用水量の合計水量を記載してください。

(請求先)

住 所

氏 名

(法人の場合は

名称・代表者の氏名)

電話番号 ()

※ 下水道使用料排出量については、上記使用量と同量とします。

第 号
年 月 日

連絡責任者 様

横浜市水道事業管理者

水道メーター一点検等に係るご協力のお願い

日頃より横浜市水道をご利用いただきありがとうございます。

水道局では、お客さまの水道使用水量を計量するためメーター一点検を行っていますが、次の施錠装置付共同住宅（オートロックマンション）におきましては、お客さまとの連絡がとれず入館が困難なため、メーター一点検・検査及び料金整理業務に支障を来しております。

つきましては、適正なメーター一点検等の実施のため、連絡責任者様及びお客さまのご協力をお願い申し上げます。

なお、この件につきましては、 月 日までに
横浜市水道局 水道事務所（Tel - ）へ
ご連絡をお願いいたします。

建物の名称	(階建)
所在地	区 町 目 番地 号

第 号
年 月 日

連絡責任者 様

横浜市水道事業管理者

届出義務の履行について（通知）

次の共同住宅については、受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱に基づく申請により、各戸検針の実施を予定しておりますが、同要綱中次の項目が遵守されておられませんので、至急善処されますよう通知します。

なお、この件につきましては、 月 日までに
横浜市水道局 水道事務所（Tel - ）へ
ご連絡をお願いいたします。

建物の名称	(階建)
所在地	区 町 丁目 番地 号
遵守されない項目	
1	
2	
3	

年 月 日

（依頼先）

横浜市水道事業管理者

依頼者
（受託者）

施錠装置付共同住宅（オートロックマンション）の適正検針に係る手続依頼書

次の共同住宅については、連絡責任者様及びお客さまとの連絡が取れず入館できないため、メーターの検針等に支障を来しております。

つきましては、連絡責任者様に対して、至急適正なメーター検針ができるよう要請していただきますようお願いいたします。

建物の名称	(階建)
所在地	区 町 丁目 番地 号
検針できない具体的事項	
1	
2	
3	

第 号
年 月 日

様

横浜市水道事業管理者

施錠装置付共同住宅（オートロックマンション）の適正検針に係る手続回答書

年 月 日に依頼のありました件につきましては、次の
とおり回答いたします。

建物の名称	(階建)
所在地	区 町 丁目 番地 号
回 答 内 容	
1	
2	
3	

第 17 号様式（第 21 条第 1 項）

集中検針装置設置に関する協定書

横浜市（以下「甲」という。）と申請者（以下「乙」という。）は、
集中検針装置を設置するに当たり、設置方法、費用負担及び維持管理等に関し、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（集中検針装置の定義）

第 1 条 集中検針装置は、メーターの指針をメーターの設置位置から離れた場所で読み取るための装置で集中検針用メーター、集中検針盤、配線等により構成される全てのものをいう。

（費用の負担等）

第 2 条 集中検針装置は、乙が所有するものとし、集中検針装置の設置及び使用並びに第 5 条に定める維持管理及び更新・改良に要する一切の費用は、全て乙の負担とする。

2 集中検針用メーター取替・設置に係る一切の費用は、全て乙の負担とする。

（集中検針装置の使用期間等）

第 3 条 集中検針用メーターを除く集中検針装置の使用期間は、甲が集中検針に支障があると認めるまでの期間とする。

2 乙は、受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱（以下「要綱」という。）第 24 条第 2 項に基づく甲の判断に基づき集中検針をやめる場合、集中検針用メーターの検定有効期間が満了する前までに甲に要綱第 24 条第 1 項の規定による申出を行う。

3 甲は、前項の申出を受けた場合、普通型メーターを設置し、水道局貸与メーターによる検針方法に変更する。

4 乙は、集中検針装置の使用期間の終了後も、引き続き集中検針の継続を希望する場合には、集中検針装置の更新を適切に行うこと。

（集中検針装置の設置工事等）

第 4 条 集中検針装置の設置、維持管理等の工事は各戸検針に係る受水槽に直結する給水設備設置指針に基づいて施行するものとする。

2 乙は、集中検針装置の設置に当たり、甲による工事着手前の設計審査及び工事完了後の検査を受けるものとする。

（集中検針装置の維持管理等）

第 5 条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって集中検針装置を維持管理するものとし、当該集中検針装置について異常を発見したとき又は甲から異常の通知を受けたときは、直ちに点検及び修理を行うものとする。この場合においては、施工後に甲の確認を受けるものとする。

2 乙は、要綱及び本協定に基づき集中検針装置の維持管理及び更新・改良等を行うものとする。

3 甲は、乙が前 2 項に定める維持管理等を行うことができないと判断したときは、要綱第 24 条第 2 項の規定により、水道局貸与メーターによる検針に変更し、設置されている集中検針用メーターの検定有効期間が満了する前までに、普通型メーターに取り替えるものとする。

（集中検針の廃止）

第 6 条 乙の事情により集中検針装置による検針を廃止する場合に係る一切の費用は、乙の負担とする。

2 乙は、乙の事情により集中検針装置による検針を廃止する場合、事前に要綱第 24 条第 1 項の規定による申出を行うこととする。ただし、設置されている集中検針用メーターについては、メーターの検定有効期間満了まで継続使用することとする。

（集中検針装置の管理責任者の選定等）

第 7 条 乙は、集中検針装置を維持管理する管理責任者（以下「管理責任者」という。）を選定し、直ちに甲に

届け出るものとする。また、これを変更するときも同様とする。

（使用水量の計量及び料金の算定）

第 8 条 集中検針装置による使用水量の計量及び料金の算定等については、甲の定める横浜市水道条例（昭和 33 年 4 月横浜市条例第 12 号）及び横浜市水道条例施行規程（昭和 33 年 6 月水道局規程第 2 号）並びに横浜市下水道条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 37 号）及び横浜市下水道条例施行規則（昭和 48 年 6 月規則第 103 号）等によるものとする。

（立入調査）

第 9 条 甲は、集中検針装置に関し、必要があると認めるときは、乙の同意を受けて集中検針装置の設置場所等に立ち入り、調査することができるものとする。

（施錠装置付共同住宅の各戸検針）

第 10 条 乙は、集中検針装置を設置する建物が施錠装置付共同住宅の場合、要綱第 18 条に定める届出を行うこととする。

（協定内容の変更・中止等）

第 11 条 甲は、必要があるときは書面をもって乙に通知し、協議の上本協定の内容を変更し、又は中止することがある。ただし、特別な事由がある場合については、この限りでない。

2 乙の都合でこの集中検針装置の所有者を変更する場合は、乙は、新所有者にこの集中検針装置が本協定に基づくものであることを承継するとともに、直ちにその変更を甲に届け出るものとする。

（責任の所在）

第 12 条 集中検針装置の設置、維持管理等について乙とその他の利害関係人の間に紛争が生じた場合は、甲は一切の責任を負わないものとし、全て乙の責任において処理するものとする。

（管理組合への承継）

第 13 条 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）の規定に基づき管理組合を設立した場合、乙は、管理組合に本協定の内容を承継させるものとする。この場合、甲に通知するものとする。

（その他）

第 14 条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して決定する。

甲と乙は、本協定締結の証として、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印し各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

氏 名 横浜市

横浜市水道事業管理者

水道局長

乙 住 所

氏 名

集中検針装置管理責任者選定 (変 更) 届

年 月 日

(届出先)

横浜市水道事業管理者

届出者 住 所
氏 名

(法人の場合は、
名称・代表者の氏名)

電話番号 ()

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱第 23 条の規定に基づき、次のとおり管理責任者を選定 (変更) しましたので、届出します。

所 在 地	区 町 丁目 番地 号
建 物 の 名 称	
管理責任者住所 氏 名	区 町 丁目 番地 号 電話 ()

集中検針用メーター適合証明書

年 月 日

(提出先)

横浜市水道事業管理者

提出者 住 所
氏 名

(法人の場合は、
名称・代表者の氏名)

電話番号 ()

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱第 22 条第 2 項の規定に基づき、各戸メーターの型式が適合している証明として、本書を提出します。

設 置 場 所	区 町 丁目 番地 号				
品 名	型 口	式 径	個 数	検 定 年 月	摘 要

証明者 住 所
(製作者等) 名 称
電話番号 ()

給水装置工事受付番号

年度 第 号

各戸メーター 譲渡 申出書

年 月 日

（申出先）

横浜市水道事業管理者

申出者 住 所
氏 名

〔 法人の場合は、
名称・代表者の氏名 〕

電話番号 ()

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱第24条第3項の規定に基づき、次のとおり各戸メーター（集中検針用メーター）を無償で譲渡します。

共同住宅の名称等	区 町 丁目 番地 号				
譲渡時期	メーターの検定有効期間満了その他の理由により、管理者が取り替えるとき。				
各戸メーター等	普通型メーター	13mm 個	20mm 個	25mm 個	mm 個
	集中検針用メーター	13mm 個	20mm 個	25mm 個	mm 個
譲渡確定理由	年 月 日 検定有効期間満了、その他 ()				